

消防防災航空基地機能強化事業
PFI 等導入可能性調査業務委託企画提案仕様書

令和4年5月

山梨県防災局消防保安課

1 委託業務名
消防防災航空基地機能強化事業 PFI 等導入可能性調査業務

2 目的
消防防災ヘリコプター基地の防災力強化や、大規模災害時における対応能力強化のため基地機能の強化について、PFI 等の民間活力を活用して整備を実施することの妥当性を調査・検討を行うことを目的とする。

現在の航空基地の概要

項目	内容
所在地	山梨県甲斐市宇津谷 4 4 5 番地 1 (日本航空学園(学園)双葉滑空場内)
事務所棟	1F 格納庫、倉庫 2F 事務室、応接室 3F 会議室ほか 鉄骨 3 階建て (延床面積 1,387 m ²)
その他	駐車場、給油施設容量 15kℓ

3 契約期間
契約締結日から令和 4 年 1 2 月 2 8 日まで

4 業務内容
業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 前提条件の整理
調査・検討に必要な現在の航空基地における事業概要、離発着回数等の利用状況や航空基地の整備に関連する法令等の条件を整理・把握する。
- (2) PFI 等の民間活力を活用した整備手法の整理
前提条件を踏まえ、PFI をはじめとした官民連携事業により航空基地を整備する手法について整理する。
- (3) 事業スキームの検討
整理した整備手法について、以下の項目について比較検討する。
 - ①事業形態(事業地の土地の所有形態を含む)
 - ②事業範囲、業務分担
 - ③事業期間、スケジュール
 - ④リスク分担
 - ⑤支援措置(税制上の優遇措置、金融上の支援措置、交付金・補助金、地方債等)
 - ⑥概算コスト
 - ⑦法制度上の課題等
- (4) 定性評価
比較検討した事業スキームごとに課題や留意事項、メリット・デメリット等を整理し、各事業スキームについて定性的側面から評価する。
- (5) 定量評価
PSC や比較検討事業スキームごとの LCC、VFM の算出を行い、従来型の公共施設等整備手法と PFI をはじめとした官民連携事業方式とのコスト比較分析を行い、各事業スキームについて定量的側面から評価する。
- (6) 総合評価

前項までの調査結果を踏まえ、本事業へのPFIをはじめとした官民連携事業について、総合的に評価を行う。

(7) その他

その他必要な業務について、発注者と受注者双方の協議の上実施する。

5 委託料

委託料上限 11,590,000円(消費税及び地方消費税含む)

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

6 評価項目及び点数

プロポーザルにおける評価項目及び配点は、別紙の審査基準表のとおりとする。

7 報告

受託者は、この事業の実施状況について、次により県に報告する。

(1) 中間報告の提出

受託者は9月下旬を目処に、令和5年度に実施すべき業務概要に係る中間報告書及び見積依頼用資料一式を県へ提出すること。

(2) 実績報告書の提出

受託者は、本事業の完了後10日以内に受託業務に係る実績報告書10部を県へ提出すること。(別途、電子データ(CD-ROM)も提出すること。)

(3) その他の報告業務

受託者は、県から指示があった場合には、事業の実施状況について随時必要事項を報告すること。

8 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、一部についてあらかじめ書面により知事の承認を得たときは、この限りではない。

9 守秘義務等

(1) 受託者の責務

- ・ 受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ・ 受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・ 受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

(2) 個人情報収集の制限

- ・ 受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

10 特記事項

- (1) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施にあたっては山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

- (3) 本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に報告すること。
- (5) 成果品の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を県に報告し、応急措置を加えた後、書面により県に報告すること。
- (6) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて県に帰属するものとする。
- (7) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し県に提出すること。

11 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

別紙

審査基準表

区分	評価項目	評価基準	配点	係数	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
経験及び能力	事業者の実績	・ P F I 事業導入可能性調査業務及び P F I 事業のアドバイザー業務の内容、実績は十分か。	20	×4	5	4	3	2	1
	業務実施体制	・ 業務を実施するために必要な人員を確保しているか。 ・ 業務の役割に応じた専門分野や資格所有の担当を配置しているか。(建築、航空、経営など) ・ 管理技術者及び担当者が十分な経験、同種・類似業務の実績を有しているか。	20	×4	5	4	3	2	1
業務実施方針等	実施方針、実施フロー、工程計画	・ 業務内容を的確に把握し、妥当なものになっているか。	20	×4	5	4	3	2	1
技術提案	的確性	・ 着眼点が適切で知見に基づいた論理的な説明がなされているか。	20	×4	5	4	3	2	1
	実現性	・ 具体的かつ説得力がある提案となっているか。 ・ 提案を裏付ける類似実績などが明示されているか。 ・ 多様な視点から考えられているか。	20	×4	5	4	3	2	1